

令和6年3月1日から

戸籍証明書の請求が便利になります

これまで、戸籍謄本など(戸籍証明書)の取得に手間が掛かったり、市役所への戸籍の届け出に戸籍謄本の添付が必要でしたが、これからは取得などが簡単・便利になります。



変わります

1 戸籍届提出時に戸籍謄本の添付が不要になります

2 広域交付の利用で戸籍証明書の取得が便利になります

どこでも

本籍地が遠くにある方でも、秦野市役所の窓口で請求できます。

まとめて

欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、秦野市役所の窓口でまとめて請求できます。

1 戸籍届に戸籍謄本の添付不要

● 戸籍の届出時(婚姻届など)

婚姻届に戸籍謄本を持参しなくていい



届出



届出人

市役所職員

秦野市役所(非本籍地)

2 戸籍証明書の広域交付

最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書を入手できる

申請人



① 戸籍証明書を請求
② 連携
③ 戸籍証明書の交付



秦野市役所(非本籍地)

② 連携



法務省(戸籍情報連携システム)



本籍地
〇〇県A市



本籍地
〇〇府B市



本籍地
〇〇県C町

広域交付で戸籍証明書を取るには?



● 請求場所・手数料

広域交付の戸籍証明書		平日のみ		手数料
		市役所・駅連絡所	公民館連絡所	
本籍地が 秦野市外の方	全部事項証明(戸籍謄本)	○	○	450円
	除籍および改製原戸籍謄本	○	×	750円

● 注意事項

- ・ 戸籍証明書を請求できる方が窓口へお越しになって請求する必要があります。
- ・ 窓口にお越しになる方の本人確認のため、顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- ・ 郵送や代理人(委任状)による請求はできません。
- ・ 個人事項証明(戸籍抄本)、附票は取得できません。
- ・ 除籍および改製原戸籍謄本は、即日での交付ができない場合があります。

● 請求できる方

本人、配偶者、父母・祖父母など(直系尊属)、子・孫など(直系卑属)

